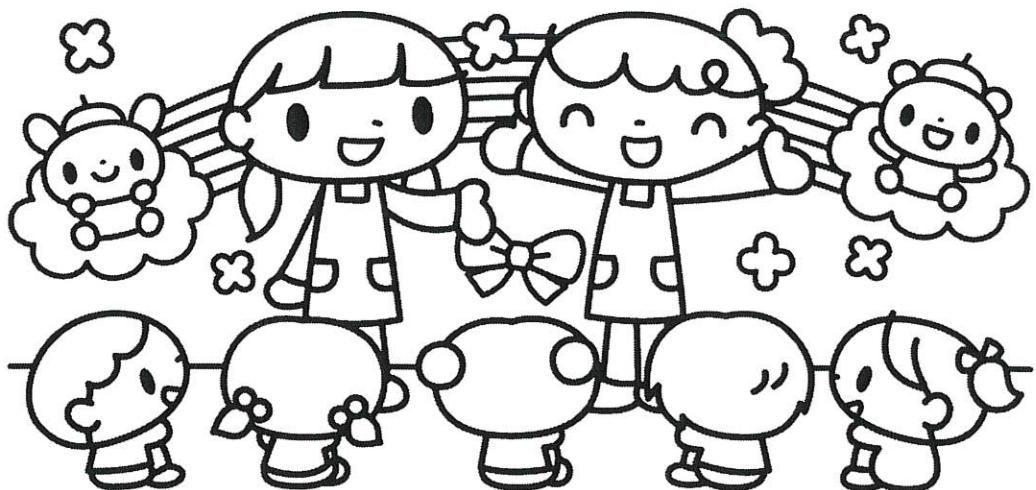
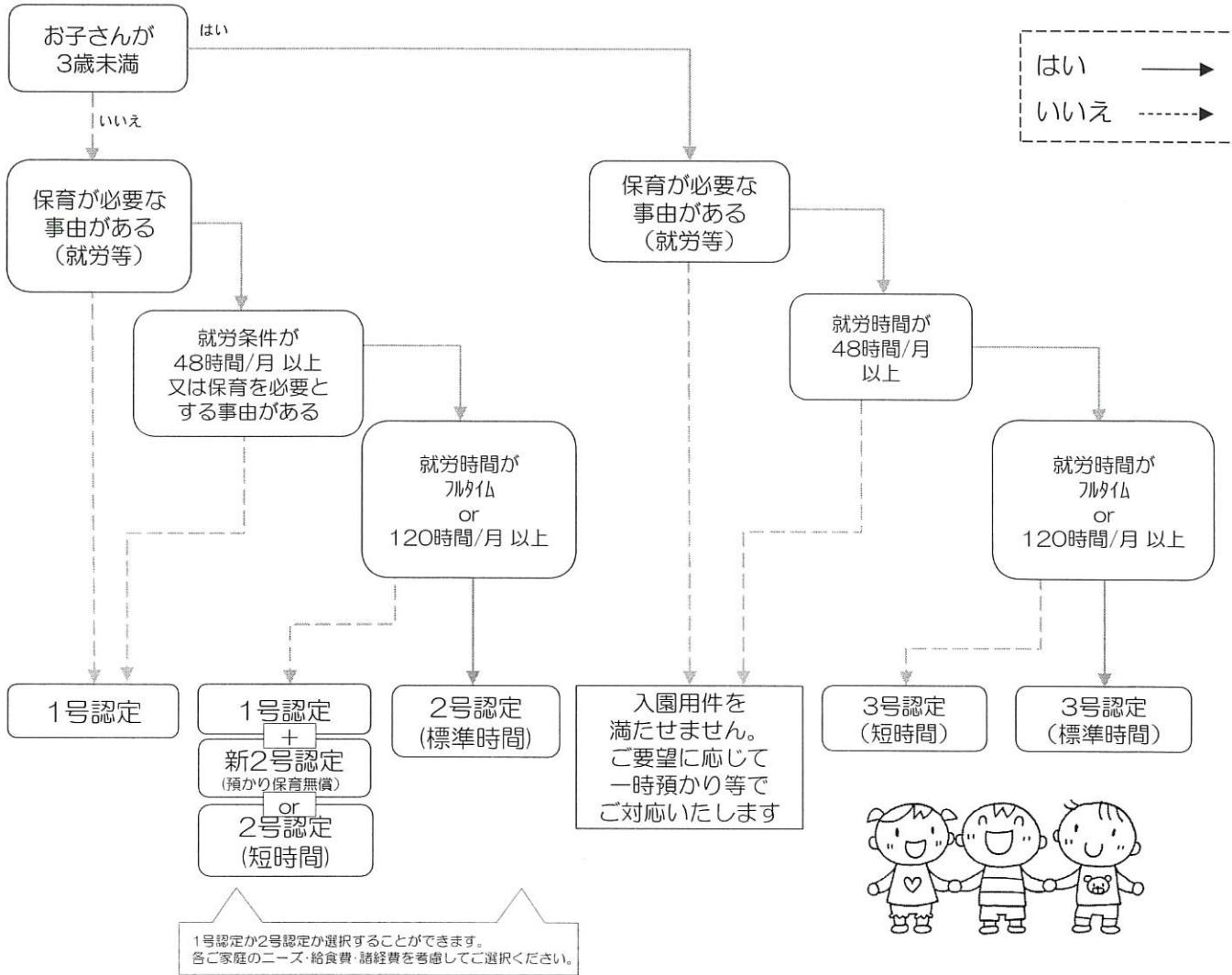


令和5年度版  
保育園・認定こども園  
入園のしおり



河合町役場 子育て支援課

# 認定の見分け方



## 3つの認定区分



### 1号認定



満3歳以上  
教育標準時間認定

### 2号認定



満3歳以上  
保育認定

### 3号認定



満3歳未満  
保育認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される方。  
満3歳以上の方は、全ての方が1号認定を受け  
ることができます。

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要  
な事由」に該当し、教育・保育を希望さ  
れる方。

お子さんが満3歳未満で「保育の必要  
な事由」に該当し、教育・保育を希望  
される方。

1号・2号でクラスの教育内容には違いはありません。  
保育時間と給食費の違いだけです。

※2号認定・3号認定は、保育の必要量(就労条件)により「保育標準時間」・「保育短時間」に区分されます。

## 教育・保育認定給付について



教育・保育認定とは、町が保護者からの申請を受けて、保育の必要性の有無やお子さんの年齢などの基準により、以下の3つの認定区分のいずれかに認定するもので、認定された区分に基づき、教育・保育給付を行います。

### 認定区分

保育園、認定こども園等の利用を希望する保護者の方には、利用の為の認定を受ける必要があります。なお、認定された区分によって利用できる施設が異なります。

認定区分	内容	利用先
1号認定 教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定 満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園

### 保育を必要とする理由

2号又は3号認定を受ける為には、保護者及び同居する方が下記のいずれかの事情によりお子さんを保育出来ない場合に限ります。また、認定事由により利用時間が区分されます。

認定事由	内容	利用時間	認定区分
就労	会社等や自営業で1か月あたり48時間以上120時間未満の仕事をしている場合	最長3年間(就学前) ※認定は3年間だが、事由継続の場合は就学前まで延長可能	短時間
	会社等や自営業で1か月あたり120時間以上の仕事をしている場合		標準時間
妊娠・出産	妊娠中や出産前後の場合	産前産後2か月	標準時間
疾病・障害	病気・傷病・心身障害がある場合	最長3年間(就学前)	内容による
介護 看護等	同居の親族(長期入院している場合を含む)を介護 又は看護している場合	最長3年間(就学前)	内容による
災害復旧	震災・風水害・火災等の普及にあたる場合	最長3年間(就学前)	標準時間
求職活動	求職活動を継続的におこなっている場合	3か月	短時間
就学	学校・職業訓練校に在籍している場合	最長3年間(就学前)	内容による
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	最長3年間(就学前)	標準時間
育児休業	育児休業取得時に既に保育園等を利用しており、継続利用が必要な場合	生まれた児童が1歳を迎える年度の3月末まで	短時間
その他	上記に類すると町が認める場合	最長3年間(就学前)	内容による

## 必要書類について



河合町に住所のある方で、保護者及び同居の方が下記の事情により、お子さんを保育できない又は入園日までに転入予定の方に限ります。また、住民票上の世帯分離や二世帯住宅等を含め同住所に住民票がある方は同居家族とみなしますので、同居家族のうち65歳未満（保育の実施希望開始日時点の年齢）の方は下記の保育できない事情の証明を受ける必要がありますのでご留意ください。

保育の実施期間は、小学校入学までの範囲で必要と認められる期間となります。なお、出生前の申込みは受付出来ません。

### ★必ず提出するもの

申込み児童ごとに、必要書類を提出してください。

	1号認定		2号認定		3号認定	
	継続	新規	継続	新規	継続	新規
① 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書	●	●	●	●	●	●
② 保育が必要な状況を確認出来る書類（★下記一覧表参照）			●	●	●	●
③ 預金口座振替申込書						●
④ 在宅障がい児（者）のいる世帯の申出書 ※障害者手帳（身体・精神・療育・特別児童扶養手当受給児童 等のコピー） ※保育所利用料が減免となる場合があります。	●	●	●	●	●	●
⑤ 所得・課税証明書又は非課税証明書 ※申込時点で河合町に住所がある方は省略可。但し、後日提出を依頼する場合があります。		●		●		●

### ★②保育が必要な状況を確認出来る書類一覧表

\*指定様式にてご用意ください。

保育不可能事由	必要書類	証明者
就労（予定）のため（外勤）	*就労証明書（標準的な様式A） (採用予定者は内定通知等)	雇用主
就労のため（自営業等）	*就労証明書（標準的な様式A） (事業を行っていることが客観的に分かる書類【営業許可書、確定申告書 等】)	—
母親が出産のため	*妊娠・出産届 (母の氏名・出産予定日がわかるページの写し)	—
保護者が疾病・障がいのため	*疾病・障がい状況申告書 (診断書または身体障害者手帳の写し 等)	医師等
家族や親族の看（介）護のため	*介護・看護状況申告書 (診断書または身体障害者手帳の写し 等)	医師等
求職活動のため	*求職中（就学）中の保育所申込誓約書	—
就学のため	*在学証明書 (在学証明書および授業カリキュラム)	学校長等
農業従事のため	*その他申立書 (農業委員の証明又は耕作証明書の写し 等)	農業委員の証明等
災害復旧のため	*その他申立書 (災害証明書の写し 等)	—
虐待及びDVのおそれ	*その他申立書 (公的機関等で発行された書類の写し 等)	—

### ★注意事項★

- 全ての書類は、事実に基づいて正確に記入してください。
- 申込み児童の家庭で保育所利用料の未納がある場合は、完納してから申込みをしてください。
- 申込み内容が事実と異なる場合や、利用料が未納の場合は入園決定を取消すことがあります。
- 申込み後、保育を必要とする事由や家庭状況に変更があった場合は、必ず変更の手続きを行ってください。
- 申込み後、保育施設等に入園する必要がなくなった場合は、『退園届け又は辞退届』をご提出ください。

## 転入予定での申込み

申込み時点で河合町に住所がない場合は、原則として住所のある市区町村役所から申込みをしてください。  
なお、転入することが確実な場合については、窓口で相談の上必要書類を提出してください。

- ・必要書類①～⑥に該当する書類すべて
- ・児童及び保護者の現住所の住民票
- ・転入に関する誓約書（子育て支援課にて配布します）
- ・転入予定地がわかるもの（家の売買契約書や賃貸契約書、同居同意書等）

※転入予定で申込みされる場合は、入所日が属する月の前月末日までに河合町に住民登録をすることが条件となります。（例：入所日9月1日の場合 ⇒ 住民登録8月31日まで）

入所内定後、転入取りやめについては内定取り消しとなります。締切日までに河合町役場へ書類が届くようにしてください。そのため、締切日より余裕をもって住所のある市区町村役所へ書類を提出してください。

## 転園について



町内転居などで保育施設を変更したい場合には、早めに通園中の保育施設又は子育て支援課にご相談ください。転入先の施設に空きがない場合は、希望に添えない事がありますので、転入先の入園状況を確認したうえで申込みください。

## 退園について



退園する場合は、退園する前に「施設退所届」を子育て支援課へご提出ください。また、次のような場は、施設を退所していただきます。

## 町外への転居

原則、転出日が属する月の末日まで在園出来ます。転出予定がある場合は、お早めにご相談ください。尚、転出先で改めて認定申請と入園手続きをしていただく事になります。

## 保育解除（退園）



- 家庭でお子さんを保育できるようになったとき
- 入園後、集団生活に困難が生じたとき

○申請内容に虚偽の報告があったとき

※就労状況に変更がないか、定期的に事業所等へ確認させていただく場合があります。



## 入園までの流れ

新規登録・登録変更・登録抹消

◎各保育施設では、それぞれの保育目標・保育方針に基づいて運営していますので、保育内容にも特色があります。事前に各保育施設を見学し、第3希望までご検討いただいたうえで申込みください。見学をご希望の方は、各保育施設に直接お問い合わせください。

準 備

### ※申請用紙配布

期 間：令和4年10月3日（月）～

場 所：河合町役場子育て支援課又は役場出張所

認定申請  
兼  
入園の申込み  
(郵送不可)

### 新年度入園（4月から6月）の受付

一次提出期間：11月1日（火）～11月11日（金）

二次提出期間：12月1日（木）～12月9日（金）

第一次及び第二次ともに午前9時から午後5時（土日祝除く）

※第二次締め切りについて、第一次締め切りにて申込みいただいた方の選考後に空きがある場合のみ選考となりますのでご注意ください。

提 出 場 所：河合町役場 子育て支援課のみ

### 通常入園（7月から3月）の受付

入園希望月の3か月前の月中（土・日・祝日にあたる場合は翌開庁日）

例：7月入所の場合は4月中の受付となります。

※書類不備や疑義があった場合は、電話などで確認する場合があります。また、書類不備の場合は受付出来ませんので、不備等漏れのないようにお願いします。

●必要に応じて電話等で調査・確認し、教育・保育認定を行います。  
その上で特定教育・保育施設等利用調整基準に基づき「指数」を付け、指標の高い児童から入所先を決定します。

●結果については以下の時期までに郵送等でお知らせします。

○ 新年度入園（4月から6月）分：12月下旬頃

※町外の保育所希望の方の入所可否については、施設のある市町村の判断になりますので結果が遅れます。場合によっては3月中旬になる場合もありますのでご注意ください。

※一斉受付分の通知後、申込取下げ等のため空きが生じた施設について、随時利用調整し対象者に通知します。

調査・利用調整

保育認定  
(標準時間・短時間)

入所内定  
入所可

保留（待機）  
入所不可

### ●入所保留の場合

※令和6年3月までは、希望する施設に欠員ができるたびに月1回利用調整を行い、入所可能な場合のみ通知します。

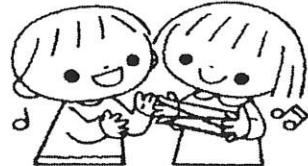
なお、申込日から6か月過ぎた場合は、添付書類を再度ご提出ください。

## 入園説明会

●入所の決定が出ましたら直接施設へご連絡頂き指示に従ってください。  
施設で入所後の生活や持ち物などの説明があります。

## 入 所

●入所月の1日付での入所となります。



## 保育時間について



保育時間には保育標準時間と保育短時間があります。

保育の必要性の事由に応じて保育時間を設定します。保護者は町が決定した保育時間の区分で保育を受けることになり、保護者による選択は出来ません。

※土曜日に開所していない施設や、開所時間・閉所時間や延長保育の料金設定が異なる施設があります。

①「保育標準時間」利用・・・最大 11時間保育

②「保育短時間」 利用・・・最大 8時間保育

※上記保育時間は、各施設・事業者が定める通常保育を行っている時間帯（利用可能な時間）のことです。

### ※就労時間

・月120時間以上 （※120時間の目安：週5日1日6時間）の方 ⇒ 保育標準時間

・月48時間以上 月120時間未満 （※週3日以上1日4時間以上）の方 ⇒ 保育短時間

※就労時間について、休憩時間は含みます。また、通勤時間も就労に準ずる時間として考慮いたします。

## ◎注意事項

### ◆施設への申請

時間外保育や延長保育を利用する場合は、施設に承認を受けなければなりません。

### ◆「保育短時間」認定の方の時間外保育

従来の延長保育に加えて、時間外保育についても有料となります。

## 休 日



日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は、お休みとなります。

その他、町長が特に必要と認めた場合は臨時に休園（所）することがあります。なお、私立保育園・町外認定こども園等は各施設に直接お尋ねください。

## 利用者負担額（保育施設等利用料）

◆利用料は4月1日の年齢で算定します。年度途中に満3歳になり3号認定から2号認定になっても、その年度の利用料は変わりません。

階層区分		3号認定（0歳～2歳）保育料	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市町村民税	0	0
	非課税世帯	(0)	(0)
C1	所得割課税額 48,600未満	15,600 (7,200)	15,200 (7,200)
C2	所得割課税額 77,101未満	24,000 (7,200)	23,500 (7,200)
C3	所得割課税額 97,000未満	24,000	23,500
C4	所得割課税額 169,000未満	35,600	34,800
C5	所得割課税額 301,000未満	48,800	47,800
C6	所得割課税額 397,000未満	64,000	62,700
C7	所得割課税額 397,000以上	65,800	64,400

※前年度の4月1日現在の満年齢をもって年齢区分とする。当該年度中はその年齢を適応する。

※小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。ただし市町村民税所得割額57,700円未満の多子世帯については児童の年齢制限は撤廃とする。また、77,100円以下のひとり親世帯においては、2人目以降については0円とする。

※ただし、給付単価を限度とする。

※B階層、C1階層及びC2階層の、ひとり親世帯等については括弧書きとする。

※B階層の2人目以降については0円とする。



## 利用料の算定方法について

◎利用者負担額（利用料）は、基本的には保護者の市町村民税所得割額の合計で決定しますが、同居の祖父母が家計の主宰者と判断される場合（父母の収入が一定基準以下の場合など）には、家計の主宰者と認められた方の市町村民税額を含めて算定します。

◎3歳～5歳児の教育・保育認定を受ける子ども及び非課税世帯の3歳未満の保育認定を受ける子どもの利用料は無償となります。

### ★注意事項★

算定対象者（原則として父母）の市町村民税が未申告の場合、利用料を算定するための税情報が不明であるため、申告されるまでは、最高階層とみなして利用料を算定することになります。父母どちらか一方が未申告である場合も同様です。

## 納付方法

口座振替又は納付書により、納付期限内に納付してください。

### 【金融機関】南都銀行のみ

※利用料を滞納すると、自宅・勤務先への電話催告・訪問徴収等行い給与等の差し押さえを実施する場合があります。

※利用料の滞納が3か月を超えると退園していただく場合があります。

## ◎利用料の切り替え時期について

4月から8月までは前年度市町村民税所得割額、9月から翌年3月までは当該年度市町村民税所得割額を参考に決定いたします。これにより、収入等の状況によっては、9月から利用者負担額（保育所利用料）が変更となることがあります。

\* 新制度では、毎年9月が利用料の切り替え時期となります \*



◆町に納めていただく利用料の中には、給食費（副食費）が含まれています。利用料は無償化となりましたが、給食費（副食費）は無償化の対象外となります。そのため、3歳児クラス以降は、利用料は0円になりますが給食費は引き続き保護者様のご負担となります。

なお、支払い方法は施設により異なりますので、施設にご確認ください。また、認定区分にかかわらず、利用料・給食費の他に諸費用（実費）がかかります。金額は施設によってことなりますので、各施設にご確認ください。

## 給食費（副食費）の減免について

◆3歳児以上の給食費（副食費）は、年収360万未満相当（一般世帯の場合は町民税所得割額57,700円未満、ひとり親世帯の場合は町民税所得割額77,101円未満）世帯の児童と、すべての世帯の第3子目以降の児童については、月額4,500円までが減免となります。利用料と同様、4月～8月分については前年度の、9月～3月分については、当年度の課税状況によって決定します。給食費（副食費）の減免対象となる方へは、子育て支援課より通知します。

○○○○○○○○○○○○○○ M E M O ○○○○○○○○○○○○○○



### ★お問い合わせ先★

#### ▶入園手続きに関するお問い合わせ

河合町役場 子育て支援課

河合町池部1丁目1番1号

TEL : 0745-57-0200

FAX : 0745-58-2010

#### ▶園生活に関するお問い合わせ

かがやきの森こども園

河合町山坊 182 番地 1

TEL : 0745-58-2350

西大和保育園

河合町星和台 1丁目 2 番地 1

TEL : 0745-34-2505